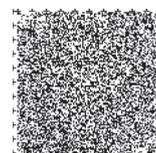


第4次久留米市男女共同参画行動計画
(第3次久留米市DV対策基本計画)

男女の自立と
男女共同参画社会の実現を
目指して

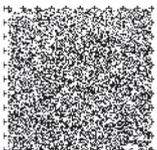


久留米女性憲章

わたくしたちは、「男女共同参画社会 久留米」をめざし、
人間としての自立と平等を基本理念として、
家庭で、学校で、職場で、地域で、生涯を通じ、
男女がともにのびやかに豊かに生きる新しいまちづくりを
進めるために、この憲章を定めます。

- 1 男女平等をあらゆる場、あらゆる機会を進めます。
- 2 男女がともに自立し、いきいきと暮らせるまちをつくります。
- 3 男女があらゆる分野とともに参画できるまちをつくります。

(昭和63年告示第103号)



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	2
2 これまでの経緯	2
3 第3次久留米市男女共同参画行動計画・ 第2期実施計画の成果と課題	3

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	6
2 目標	6
3 計画の性格と位置づけ	6
4 計画の期間	7
5 重点課題	7

第3章 計画の内容

1 施策の体系	10
2 成果指標	11

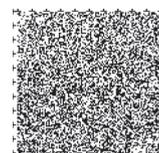
第4章 施策の展開

施策の方向Ⅰ

人権尊重のための男女平等の意識づくり	14
施策① 固定的な性別役割分担意識の解消と男女平等意識の啓発	15
施策② 男女平等の視点に立った教育の実践	17

施策の方向Ⅱ

あらゆる分野における女性の活躍の推進	18
施策① 政策・方針決定過程への女性の参画の促進	19
施策② 雇用の分野における男女共同参画の促進	20
施策③ 農業・商工自営業における男女共同参画の促進	22
施策④ 家庭・地域における男女共同参画の促進	23
施策⑤ ワーク・ライフ・バランスの実現	24



施策の方向Ⅲ

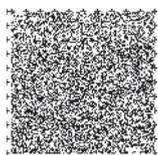
女性に対するあらゆる暴力の根絶	26
施策① DVの防止及び被害者支援の充実 【第3次久留米市DV対策基本計画】	27
施策② 性暴力の防止及び被害者支援の充実	31

施策の方向Ⅳ

男女が自立し、生活できる社会づくり	33
施策① 生涯を通じた男女の健康支援	34
施策② 様々な困難を抱える女性等が、 安全に安心して暮らせる環境の整備	36

計画推進体制の整備

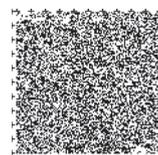
① 計画推進体制の強化・徹底	39
② 推進拠点としての男女平等推進センターの機能充実	39
③ 市民との協働	40



第1章

計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 これまでの経緯
- 3 第3次久留米市男女共同参画行動計画・第2期実施計画の成果と課題



第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

久留米市では、平成23(2011)年度に、「第3次久留米市男女共同参画行動計画」(以下「第3次行動計画」という。)を策定し、男女共同参画社会の実現に取り組んできました。令和2(2020)年度で第3次行動計画の計画期間が終了します。第3次行動計画の成果や課題、現在の社会情勢等を踏まえ、本市における男女共同参画に関する取組を総合的かつ効果的に推進するため、「第4次久留米市男女共同参画行動計画」(以下「第4次行動計画」という。)を策定するものです。

2 これまでの経緯

国の取組

わが国における男女平等の取組は、昭和50(1975)年に国際連合が設けた「国際婦人年」に始まり、昭和60(1985)年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准するなど、国際社会の動きと連動して進められてきました。

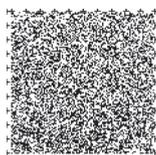
平成11(1999)年には「男女共同参画社会基本法」が施行され、平成12(2000)年にこの法律に基づく最初の国の計画として、「男女共同参画基本計画」が閣議決定されて以降、様々な施策が進められてきました。

令和2(2020)年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」では、目指すべき社会として、次の4つを提示し、その実現を通じて男女共同参画社会の形成の促進を図っていくこととしています。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、※SDGs¹で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

福岡県の取組

福岡県においては、昭和55(1980)年に「婦人問題解決のための福岡県行動計画」を策定し、女性の地位向上の取組を進めてきました。「男女共同参画社会基本法」制定後、同法に基づき、平成13(2001)年に「福岡県男女共同参画推進条例」を制定、平成14(2002)年には「福岡県男女共同参画計画」を策定し福



¹ SDGs:平成27(2015)年国連サミットで採択された、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包括性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標。その5つ目の目標に「ジェンダー平等の実現」がある

岡県の男女共同参画に関する施策を推進してきました。平成18(2006)年に「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定し、さらに、平成31(2019)年には「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」を制定し、女性に対する暴力根絶に向けて取り組んでいます。令和3(2021)年3月に「第5次福岡県男女共同参画計画」及び「第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」を策定し、男女共同参画に関する施策を総合的、計画的に推進しています。

久留米市の取組

久留米市では、昭和63(1988)年に「女性問題解決のための久留米市行動計画」を策定して以降、男女共同参画社会の実現に向けて積極的に取り組んできました。同年の「久留米女性憲章」や翌年の「久留米女性週間」の制定、平成13(2001)年の「久留米市男女平等推進センター」(以下「男女平等推進センター」という。)の設置、平成15(2003)年の「久留米市男女平等を進める条例」(以下「男女平等を進める条例」という。)の施行など、男女平等推進政策の基盤整備を進めてきました。

※ドメスティック・バイオレンス² (以下「DV」という。)対策については、平成22(2010)年度に「久留米市DV対策基本計画」を策定後、啓発から被害者の自立支援まで、関係機関・団体と連携しながら総合的に取り組んできました。平成22(2010)年11月に、全国に先駆けて「DVのないまちづくり宣言」を行ったほか、平成25(2013)年に※セーフコミュニティ³ の国際認証を取得し、DVの防止と被害者の早期発見を重点項目として、市民との協働による安全安心のまちづくりに向けた取組を進めています。

さらに、平成27(2015)年には※性暴力⁴ 被害者支援体制を構築し、被害者の早期回復に向けて被害直後の相談から自立支援まで、関係機関・団体等と連携して取り組んでいます。

3 第3次久留米市男女共同参画行動計画・第2期実施計画の成果と課題

第3次行動計画・第2期実施計画では、「男女の自立と男女共同参画社会の実現」という目標達成に向け、3つの施策の方向のもと、90の事業に取り組んできました。

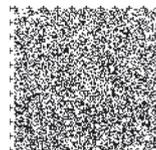
市民を対象に男女共同参画社会を実現するための啓発や教育を推進した結果、固定的な性別役割分担意識に同感しない人の割合は66.1%となり、前回調査から12.7ポイント上昇するなど男女平等の意識は進みつつあります。

地域や働く場など、あらゆる分野において女性の人材育成や女性活躍に向けた意識改革、環境整備を進め、市の審議会等における女性の登用は、令和2年4月1日現在で44.9%と高い登用率となりました。また、

² ドメスティック・バイオレンス(DV)：配偶者や恋人同士など親密な関係にある又はあった者から、身体的、精神的、性的、経済的、社会的暴力等をいう

³ セーフコミュニティ：「けが」や「事故」など日常生活の中で、私たちの健康を阻害する要因を「予防」することによって、安全なまちづくりを進めているコミュニティのこと。WHO(世界保健機関)が推奨する国際認証制度

⁴ 性暴力：レイプ、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、売買春、人身取引等、同意のない性的な行為をいう。また、近年はAV出演強要やJKビジネス、レイプドラッグ等、若い世代の性暴力も問題となっている



本市職員の役職者に占める女性の割合も令和2年4月1日現在で管理職15.1%、監督職30.4%となり目標を達成しました。

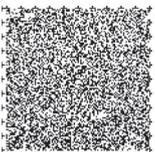
DV対策については、DV対策基本計画及びセーフコミュニティの取組により、DV防止のための啓発や被害者の早期発見を関係機関や団体との協働で積極的に進め、被害者支援の充実が図られました。DVや性暴力を含む様々な困難を抱える女性の相談は毎年多く寄せられており、相談から自立まで切れ目のない総合的な支援の充実を図りました。

雇用の分野では、男女がともに仕事と家庭を両立し、希望する働き方を実現するための啓発や環境整備に取り組むとともに事業所への働きかけを進めた結果、平成29年度久留米市雇用実態調査では、育児休業制度を整備している事業所の割合は72.6%（平成26年71.9%）、介護休業制度を整備している事業所の割合も62.0%（平成26年53.6%）と前回調査より増えるなど、⁵ワーク・ライフ・バランス⁵や女性活躍の取組も少しずつ進んできています。

このように、第3次行動計画・第2期実施計画において意識啓発や女性の登用促進、人材の育成、環境整備などは進んできたといえます。

しかし、家庭や地域、職場など、市民の身近な生活の場において固定的な性別役割分担意識による慣習や慣行、制度が根強く残っており、社会全体で男性が優遇されていると感じている人が多く、不平等感は解消されていません。

今後も、男女平等についての正しい理解を促進し、市民一人ひとりの主体的な行動につなげていくことで、男女共同参画社会の実現を進めていく必要があります。

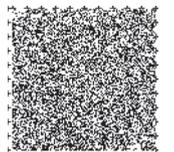


⁵ ワーク・ライフ・バランス：老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと

第2章

計画の 基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 目標
- 3 計画の性格と位置づけ
- 4 計画の期間
- 5 重点課題



第2章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

「男女平等を進める条例」の7つの基本理念を第4次行動計画の基本理念としています。

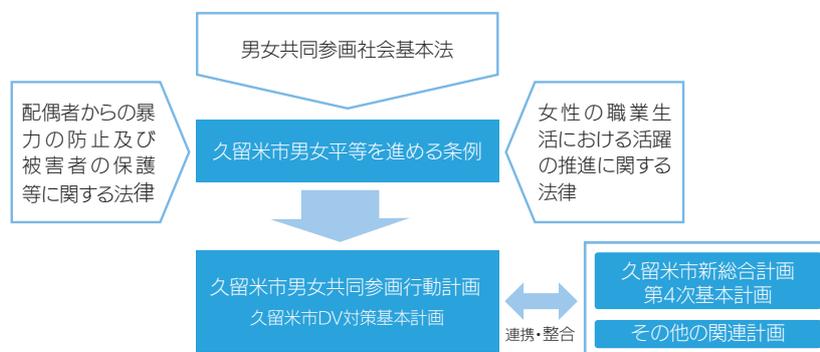
- 1 男女が性別により差別されことなく、その人権が尊重されること
- 2 社会における制度又は慣行において、男女平等の推進を阻害する要因となっているものを取り除くこと
- 3 あらゆる教育の場での男女平等の推進
- 4 政策・方針の立案及び決定に参画する機会の平等な確保
- 5 仕事と家庭の調和(ワーク・ライフ・バランス)が図られ、家族が共に家庭責任を果たし、地域や個人の活動ができること
- 6 男女が生涯健康な生活を営み、自分の身体に関する事柄に対して自己決定ができること
- 7 男女平等の推進は、SDGsなど平和を基盤とした国際的協調の下に行われること

2 目標

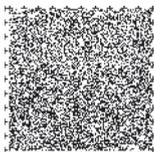
第4次行動計画の目標として「男女の自立と男女共同参画社会の実現」を設定します。

3 計画の性格と位置づけ

- (1) 本計画は、男女平等を進める条例第16条第1項に基づく「行動計画」です。
- (2) 本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- (3) 本計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)第6条第2項に基づく「※市町村推進計画⁶」を包含します。
- (4) 本計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「DV防止法」という。)第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」と位置づけ、「施策の方向Ⅲ 施策1」を「第3次久留米市DV対策基本計画」とします。
- (5) 本計画は、久留米市新総合計画の男女共同参画の推進施策の個別計画であり、施策の推進に当たっては総合計画との整合を図ります。



⁶ 市町村推進計画：施策の方向Ⅱ「あらゆる分野における女性の活躍の推進」が該当



4 計画の期間

第4次行動計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

5 重点課題

第4次行動計画における重点課題は次の6項目とします。

なお、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大は、平時の固定的な性別役割分担意識を反映したジェンダーに起因する様々な課題を一層顕在化させています。このような社会情勢の中、男女平等推進の歩みは止めることなく、全ての政策を男女共同参画の視点で取り組んで行くことが必要です。

第4次行動計画においても、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等を踏まえながら重点課題を定め、施策を進めます。

(1) 男女共同参画の意識づくり

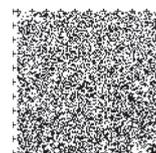
男女共同参画社会の実現を阻害する社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）による慣習や慣行、制度は、長い歴史の中で形成されてきました。この根強く残る慣習や慣行、制度を解消していくための啓発や教育は、あらゆる施策の根幹となる重要な取組です。男女平等についての正しい理解の定着を促進し、市民一人ひとりの主体的な行動につなげることができるよう、継続して男女共同参画の意識づくりに取り組むことが重要です。

(2) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

SDGsの5番目のゴールに「ジェンダー平等の実現」があり、国も優先課題として取組を推進しています。ジェンダー平等を実現するには、政策・方針決定過程への女性の参画が不可欠です。本市においても、あらゆる分野に女性が参画し活躍できる機会を広げるための取組を積極的に進めます。

(3) 地域における男女共同参画の促進

地域社会は、人々が安心して生活を送るための重要な基盤でありながら、固定的な性別役割分担意識による慣習や慣行、制度が依然として多く残り、男性中心の価値観や体制となっています。人口減少と少子高齢社会が進行し、近年大規模災害が頻発する中、男女共同参画の視点での地域活動がたいへん重要となっています。男性自身の負担も軽減しながら、活力ある地域社会にしていくためにも女性の参画を進めます。



(4) ワーク・ライフ・バランスの実現と働く場における女性の活躍促進

働き方やライフスタイル、家族形態の多様化など、社会の変化を背景として男女ともに仕事と家庭を両立させることが必要となっていますが、固定的な性別役割分担意識を背景に家事、育児、介護の多くを女性が担っています。このため出産や育児、介護等を機に仕事をやめたり、働き方を制限したりするなど、女性の能力は十分にいかされていません。誰もが希望する生き方を選択できるようにワーク・ライフ・バランスを実現し、働きたいと希望する女性が、能力開発やキャリア形成の機会を得ながら、その能力を発揮し活躍できることが重要です。

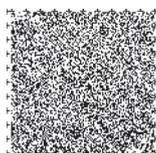
(5) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

DV、性暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、人身取引など女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。最近では、*面前DV⁷ による児童虐待の増加や、DVと子どもへの身体的虐待が同時に起こることによる痛ましい事件も発生していることを受け、DV対応と児童虐待対応のさらなる連携強化が求められています。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、DVや性暴力被害の増加などが問題視されており、特に、若い世代では、AV出演強要やJKビジネス、レイプドラッグなど性暴力が多様化し、*SNS⁸ の広がりに伴い被害を受ける可能性が高くなっています。

こうした問題を踏まえ、暴力を容認しない意識啓発や被害者の早期発見、相談支援体制の充実が課題となっています。

(6) 貧困等生活上の困難を抱える女性等が安全に安心して暮らせる環境の整備

女性は出産・育児等による就業の中断や非正規雇用が多いことなどを背景として、貧困等生活上の困難に陥りやすい状況にあります。ひとり親や高齢単身女性、非正規雇用労働者などが増加している中、新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会的に弱い立場にある人により深刻な影響をもたらしており、生活上の困難に対応する支援を行うとともに、貧困の世代間連鎖を断ち切るための切れ目のない支援が必要となっています。



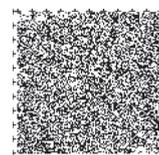
⁷ 面前DV: 子どもの見ている前で、夫婦間で暴力を振るうこと。子どもへの心理的虐待にあたる

⁸ SNS (Social Networking Service): 友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービス

第3章

計画の内容

- 1 施策の体系
- 2 成果指標



第3章

計画の内容

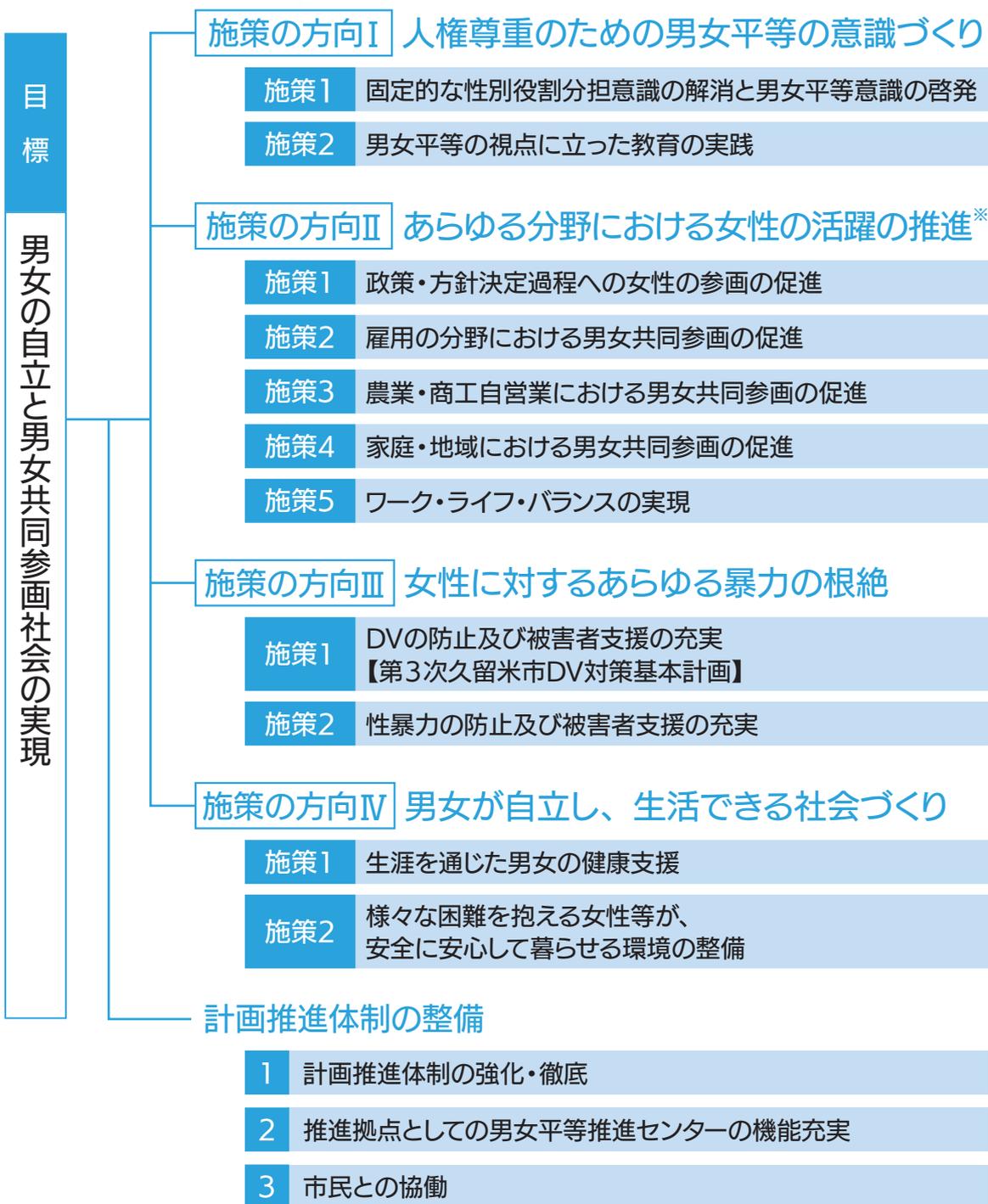
第1章 計画策定にあたって

第2章 計画の基本的な考え方

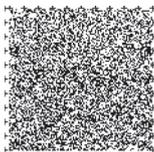
第3章 計画の内容

第4章 施策の展開

1 施策の体系



※女性活躍推進法に定める市町村推進計画

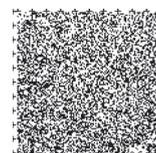


2 成果指標

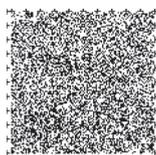
計画に掲げた施策の推進状況を的確に把握・評価するため、施策ごとに成果指標を設定します。

指標の達成状況については、毎年度把握できるものはその都度整理し、その他のものについては必要な調査等を行った上で、把握・評価します。

施策の方向	施策	成果指標	現状値	目標値
Ⅰ 人権尊重のための 男女平等の意識づくり	1 固定的な性別役割分担意識の解消と男女平等意識の啓発	「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合 (男女平等に関する市民意識調査)	66.1% (令和元年度)	79.0% (令和6年度)
	2 男女平等の視点に立った教育の実践	学校教育の場で平等と感じる人の割合 (男女平等に関する市民意識調査)	65.2% (令和元年度)	72.0% (令和6年度)
Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進	1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進	審議会・委員会等における女性委員の登用率	44.9% (R2.4.1現在)	50.0% (R7.4.1現在)
		市職員における管理職に占める女性職員の割合及び監督職に占める女性職員の割合 (女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画)	管理職： 15.1% 監督職： 30.4% (R2.4.1現在)	管理職： 20.0% 監督職： 35.0% (R8.4.1現在)
	2 雇用の分野における男女共同参画の促進	職場で平等と感じる人の割合 (男女平等に関する市民意識調査)	20.1% (令和元年度)	30.0% (令和6年度)
		女性労働者数(女性雇用保険被保険者数) (新総合計画第4次基本計画前期事業計画)	41,781人 (令和元年度)	43,124人 (令和4年度)
	3 農業・商工自営業における男女共同参画の促進	認定農業者における女性農業者の割合 (第3期食料・農業・農村基本計画)	6.4% (令和元年度)	10.0% (令和7年度)
		筑後地区の中小企業における、女性の平均勤続年数 (福岡県賃金事情)	8.1年 (令和元年度)	13年 (令和6年度)
	4 家庭・地域における男女共同参画の促進	家庭生活で平等と感じる人の割合 (男女平等に関する市民意識調査)	22.2% (令和元年度)	30.0% (令和6年度)
		校区コミュニティ組織における女性役員の割合 (新総合計画第4次基本計画)	18.6% (令和2年度)	20.0% (令和7年度)
	5 ワーク・ライフ・バランスの実現	市職員における男性の育児休業取得率 (次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画)	29.4% (令和元年度)	50.0% (令和6年度)
		筑後地区における有給取得日数 (福岡県賃金事情)	8.7日 (令和元年度)	11日 (令和6年度)



施策の方向	施策	成果指標	現状値	目標値
Ⅲ 女性に対するあらゆる暴力の根絶	1 DVの防止及び被害者支援の充実 【第3次久留米市DV対策基本計画】	DV被害について「相談しなかった(できなかった)」人の割合 (男女平等に関する市民意識調査)	58.3% (令和元年度)	40.0% (令和6年度)
		DVを人権侵害だと認識する市民の割合 (男女平等に関する市民意識調査)	73.2% (令和元年度)	80.0% (令和6年度)
	2 性暴力の防止及び被害者支援の充実	セクシュアル・ハラスメントの被害を受けて相談できなかった人の割合 (男女平等に関する市民意識調査)	54.9% (令和元年度)	40.0% (令和6年度)
Ⅳ 男女が自立し、生活できる社会づくり	1 生涯を通じた男女の健康支援	がん検診の平均受診率 (第2期健康くるめ21計画)	全体の平均受診率: 17.0% 子宮頸がん: 20.6% 乳がん: 18.4% (令和元年度)	全体の平均受診率: 30.0% 子宮頸がん: 40.0% 乳がん: 40.0% (令和4年度)
		自殺者数 (久留米市自殺対策基本計画)	49人 (令和元年度)	44人以下 (令和4年度)
	2 様々な困難を抱える女性等が、安全に安心して暮らせる環境の整備	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員 (母子世帯・父子世帯)の割合 (子どもの貧困対策推進計画)	母子世帯 49.7% 父子世帯 74.7% (平成28年度)	現状値以上 (令和6年度)



第4章

施策の展開

施策の方向Ⅰ

人権尊重のための男女平等の意識づくり

施策の方向Ⅱ

あらゆる分野における女性の活躍の推進

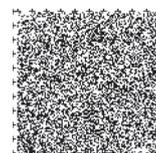
施策の方向Ⅲ

女性に対するあらゆる暴力の根絶

施策の方向Ⅳ

男女が自立し、生活できる社会づくり

計画推進体制の整備



第4章 施策の展開

施策の方向I 人権尊重のための男女平等の意識づくり

社会のあらゆる分野で、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は重要です。

しかし、長年にわたり形成された「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識による慣習や慣行、制度が未だに残っており、市民の男女の地位の不平等感は解消されていません。

この男女平等を阻害する慣習や慣行、制度をなくしていくことで、主体的に多様な選択ができ、女性も男性もお互いの人権を尊重しながら自分らしく生きられることにつながります。

男女共同参画を進めるためには、男女平等の正しい理解を広げ、市民一人ひとりの主体的な行動につなげていくことが必要です。

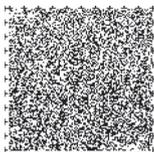
また、*セクシュアル・マイノリティ⁹の人々が学校や社会生活のあらゆる場面において、様々な困難を抱えていることが指摘されています。すべての人々が持つ*性的指向¹⁰ (Sexual Orientation)と*性自認¹¹ (Gender Identity)による「SOGI」の視点に基づいた意識づくりと差別の解消に向けた啓発や教育もあわせて必要です。

施策

- 1 固定的な性別役割分担意識の解消と男女平等意識の啓発
- 2 男女平等の視点に立った教育の実践

目指す姿

地域や学校等、あらゆる場や機会において固定的な性別役割分担意識にとらわれない男女平等に関する学習や教育に取り組み、女性も男性もお互いの人権を尊重しながら性別にかかわらず自分らしく生きられる男女共同参画社会の実現を目指します。



⁹ セクシュアル・マイノリティ: LGBTなど、性的指向、性自認等で多数とは異なる性のありようを持つ人たちの総称

¹⁰ 性的指向: 好きになる相手の性別

¹¹ 性自認: 体に関係なく自分が認識する性

施策1 固定的な性別役割分担意識の解消と男女平等意識の啓発

現状と課題

本市では、男女平等推進施策を実施するための拠点である男女平等推進センターを中心に、講座や講演会などの開催を通じ、男女平等の意識づくりを進めてきました。

その結果、市民の男女平等の意識はたいへん高くなりましたが、固定的な性別役割分担意識に基づく慣習や慣行、制度が根強く残っていることから、身近な生活の場における男女の不平等感は解消されていません。

あらゆる機会を通じて、固定的な性別役割分担意識を解消し、男女平等の意識をつくるための啓発に取り組んでいく必要があります。

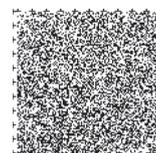
具体的事業

● 男女平等の視点に立った情報の収集と提供

No.	具体的事業	事業の内容	担当部局
1	男女平等の視点に立った市行政刊行物の作成	市の刊行物等の用語やイラストの表現について、「行政刊行物における表現の手引き」を用い、男女平等の視点に立って作成する。	全庁
2	男女平等に関する広報・啓発の充実	各種媒体を活用し男女共同参画に関する啓発を行い、固定的な性別役割分担意識の解消を進める。また、SNS等を活用した新たな情報発信の検討を行う。	協働推進部
3	男女平等の視点に立った情報の収集と提供	男女平等問題に関する資料等の収集・提供や男女共同参画の各種運動に関連する企画展示を実施し、資料利用の活性化を図るとともに、男女共同参画社会づくりへ向けた啓発を行う。	協働推進部 市民文化部
4	男女平等に関する調査研究事業の実施	男女平等に関する課題について、専門家によるワーキンググループを設置し、調査研究を行う。	協働推進部

● 講座・講演会等による意識啓発

No.	具体的事業	事業の内容	担当部局
5	男女平等意識啓発のための講座等の開催	固定的な性別役割分担意識を解消し、男女の経済的・社会的・生活的自立を図るための講座や講演会を開催し、男女平等の理解を深める。	協働推進部 市民文化部 各総合支所
6	若年層に対するセミナーの開催	学生を対象として、男女が共に能力を発揮し積極的に社会や地域、家庭への参画ができるようセミナーを開催する。	協働推進部
7	男女平等に関する市職員研修の実施	人権尊重の視点に立ち、職員の意識を変革し、男女共同参画社会の実現に向けて主体的に行動する職員を育成するために、市職員研修を実施する。	総務部 (全庁)

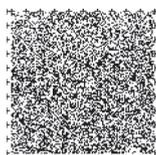


● 男性の男女共同参画に関する理解の促進

No.	具体的事業	事業の内容	担当部局
8	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発 (男性に対する啓発の推進)	家庭、仕事、地域活動、個人の社会活動等の調和を図るため、ワーク・ライフ・バランスを実現するための情報提供や講座を開催する。	協働推進部 商工観光労働部

● 市民との協働による啓発の推進

No.	具体的事業	事業の内容	担当部局
9	久留米女性憲章制定を記念した久留米女性週間事業の実施	久留米女性憲章の制定を広く市民に周知し、久留米女性週間を中心に記念事業「くるめフォーラム」等を実施することで男女平等意識の浸透を図る。	協働推進部 (全庁)
10	男女平等を推進する市民活動団体への支援と協働	男女共同参画社会の実現を目的とする市民活動団体の自主的な活動に対して支援を行うとともに、協働での取組を進める。	協働推進部
11	校区等における男女平等学習の実施	校区コミュニティ組織における男女平等学習への取組を促すとともに支援を行う。	協働推進部 市民文化部



施策2 男女平等の視点に立った教育の実践

現状と課題

本市では、保育・教育関係者に対する研修の実施や男女平等教育に関する副読本、条例パンフレットの活用により男女平等の意識づくりを進めてきました。

市民の「学校教育の場」における男女の平等感が高く、また、子どもの育て方における固定的な性別役割分担意識の解消も進んでいます。

一方、子どもは生活のあらゆる場面で様々な価値観を学び身につけていくことから、次世代を担う子ども達の固定的な性別役割分担意識を解消し、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）による影響が出ないように、日頃から家庭や学校、地域で男女共同参画の視点を取り入れることが求められます。特に、固定的な性別役割分担意識は、幼少期から長年にわたり形成されることから、子どもの発達段階に応じたジェンダーの視点による幼児教育や学校教育は非常に大切です。

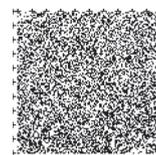
また、学校環境に固定的な性別役割分担が組み込まれる、いわゆる※「隠れたカリキュラム¹²」を防止するために、教職員への男女平等に関する意識啓発や研修を継続して実施することも重要です。

具体的事業

● 幼児教育・学校教育の場における男女平等教育の実践

No.	具体的事業	事業の内容	担当部局
12	男女平等保育の実施及び情報提供	男女平等保育を実施するため、保育所や幼稚園関係の職員に対し、男女平等など人権に関する研修や情報提供を行う。	子ども未来部
13	男女共同参画教育の推進	教育活動全般における男女共同参画教育を推進するため、校長会や学校訪問等の機会を活用し、指導・助言を行うとともに、男女共同参画教育の充実をテーマにした教職員研修など、男女平等の視点を内容に盛り込み、教職員の意識向上を図る。 また、子ども達の男女共同参画の意識づくりを進めるための教材について、効果的な活用の在り方を踏まえて改訂を検討する。	教育部
14	制服の選択制の検討（新規）	学校における性別で分けない環境づくりを進め、誰もが多様性を認め、安心して学校生活を過ごすことができるよう、機能的で性別で分けない制服の選択制導入を検討する。	教育部
15	健康教育や性教育の指導の充実	児童・生徒の発達段階に応じた健康教育や性教育が行えるよう、男女共同参画教育やセクシュアル・マイノリティの視点を踏まえた指導の充実を図る。	教育部

¹² 隠れたカリキュラム：教育する側が意図する、しなない関わらず、学校生活を営む中で児童・生徒自らが学びとっていき全ての事柄



施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進

男女共同参画社会の実現には、男女が社会の対等な構成員として均等に参画する機会が確保され、個人の能力が最大限に発揮できることが重要です。

少子高齢社会が進む中、あらゆる分野において性別や立場に関係なく対等かつ均等に参画できる社会は、多様な意見が反映され社会経済情勢の変化にも対応できる豊かで活力ある社会につながります。

また、働く場における女性の活躍は、女性自身の経済的自立を進め、社会の多様性を生み、社会全体に付加価値を生み出す原動力となります。女性活躍を阻む男性中心型労働慣行の見直しと人権意識に基づいた職場づくりや企業等の※ポジティブ・アクション¹³を含めた取組を進めて行くことも必要です。

行政や雇用の分野、農業・商工自営業、家庭や地域において、男女が対等かつ均等に参画するには、固定的な性別役割分担意識による慣習や慣行、制度を解消し、男女がともに希望する分野で性別や年代に関係なく活躍できるような人材の育成と環境づくりが求められます。

施策

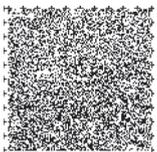
- 1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進
- 2 雇用の分野における男女共同参画の促進
- 3 農業・商工自営業における男女共同参画の促進
- 4 家庭・地域における男女共同参画の促進
- 5 ワーク・ライフ・バランスの実現

目指す姿

固定的な性別役割分担意識に基づく慣習や慣行、制度を解消するための意識啓発や環境づくり、女性の人材育成に取り組み、女性も男性も社会活動、経済活動、家庭活動に積極的に参画し、性別にかかわらずあらゆる分野で活躍できる社会を目指します。



¹³ ポジティブ・アクション：男女間の格差を改善するため、必要範囲において、男女のいずれか一方に対し当該機会を積極的に提供すること



施策1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

現状と課題

本市では、性別にかかわらず多様な意見を施策に反映させるため、審議会等における女性の登用を積極的に進めました。

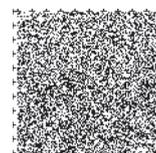
その結果、市の審議会等における女性の登用率は高い水準を達成しています。しかし、多くの分野では、未だに政策・方針決定の過程への女性の登用は進んでいません。

政策・方針決定過程へ女性の登用をさらに進めるためには、男女双方の意識の改革や女性人材の発掘・育成、女性が参画しやすい環境づくり等、ポジティブ・アクションによる実効性のある取組が必要です。

具体的事業

● あらゆる分野における女性の登用の促進

No.	具体的事業	事業の内容	担当部局
16	審議会等への女性の登用の推進	全ての審議会等委員の男女の割合がほぼ同数となるよう、推薦団体に対し女性委員の登用を働きかける。	全庁
17	市女性職員の役職者等への登用の推進	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画に基づき、管理・監督職への女性登用を進め、市における男女共同参画を推進する。	総務部
18	農業委員への女性参画促進	女性農業委員推薦の確保に向け、農業者・農業者団体等に対し啓発活動を行う。	農業委員会事務局
19	商工団体の方針決定の場への女性登用の促進	商工団体の政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けた啓発活動を行う。	商工観光労働部
20	政策・方針決定過程における女性人材の育成	政策・方針決定の場をはじめ、あらゆる分野に女性が参画し活躍できるよう、男女共同参画の理解を深めるための講座の開催や女性人材の育成を進める。	協働推進部



施策2 雇用の分野における男女共同参画の促進

現状と課題

雇用の分野では、男女の均等な機会と待遇の確保や女性活躍の推進などを目標に、事業者に対する啓発や女性活躍促進事業等に取り組みました。

しかし、市内事業所の女性管理職の割合はまだ低く、職場においても「男性優遇」と感じる市民の割合が半数近くにのぼるなど、依然として不平等感が残っています。女性は、出産によりキャリアの中断を余儀なくされたり、仕事と家庭の両立のために非正規雇用での働き方をやむを得ず選択したりすることで、賃金や能力開発の機会等で格差が生じています。

就業は生活の経済的基盤であるとともに自己実現につながります。働きたいと希望する女性が仕事と家庭(家事・育児・介護)との二者択一を迫られることなく働き続けるためには、長時間労働の見直しと男性の家事・育児等の参画が喫緊の課題です。あわせて、女性の*エンパワメント¹⁴や処遇の改善及び労働者への権利の周知も必要です。

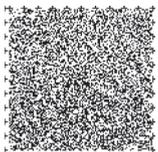
女性が継続して働くための制度の充実と効果的な運用により、多様で柔軟な働き方の実現に向けた取組を進めていく必要があります。

具体的事業

● 男女の均等な機会と待遇の確保及び女性の活躍促進

No.	具体的事業	事業の内容	担当部局
21	競争入札参加登録事業者に対する男女共同参画の意義の周知・啓発	競争入札参加登録事業者に対して、男女共同参画に関する情報提供や研修を実施する。 また、競争入札参加登録事業者に対し、女性活躍推進の取組に対する加点を検討する。	総務部
22	女性の就業を支援するための人材育成	女性の就職・再就職や就業継続のための講座等を開催し、希望する分野で働き活躍できるような人材を育成する。	協働推進部
23	事業所及び労働者に対する男女雇用機会均等法等の周知や女性の活躍に関する支援	事業所及び労働者に対し、男女雇用機会均等法、女性活躍推進法、労働基準法等の労働関係法令や母性保護に関する情報発信を行い、女性が活躍できる環境づくりを促進する。	商工観光労働部
24	非正規労働者に対する権利の周知や理解促進	非正規労働者に対し、国、県と連携して労働法などの労働関係法制度の周知・啓発を行い、労働者の権利に関する理解の促進を図る。	商工観光労働部
25	職場におけるハラスメント防止の啓発	職場におけるハラスメントを防止するため、事業主や労働者を対象に、様々なハラスメントの防止に向けた啓発を行う。	商工観光労働部

¹⁴ エンパワメント：女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、様々な意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力を持つこと

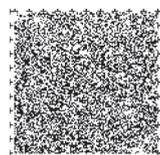


久留米絣の母 井上 伝

いのうえ・でん (1788~1869)

天保8年(1788)通外町に生まれる。7、8歳のころから木綿織を始め、12、3歳ころには大人も及ばぬひとかどの織り手となっていた。ある日のこと、伝は着古した木綿織の色あせたところに白い斑点があるのを見つけ、これを新しい織り模様にはできないものかとひらめいた。伝はさっそくその布をほどいて、その糸の白黒に習って白糸を別の糸でくくってみた。これを藍で染め上げ、織ってゆく。幾度となく失敗を繰り返し、苦心の末織り上がった布には、一面に見事な白い斑点が浮かび上がっていた。伝はこの新しい織り模様の布を「加寿利」と名付けた。久留米絣の誕生である。

「ふるさとの肖像」より



施策3 農業・商工自営業における男女共同参画の促進

現状と課題

本市では、農業等に従事する女性の多くは補助的な立場で働いており、経営に参画している女性は少ない状況です。農業及び商工自営業においても、多様な意見や発想を取り入れ女性が活躍することは、事業の発展にもつながります。そのためにも、女性が主体的に経営に参画することが必要です。

農業分野では、男女平等の意識啓発とあわせて認定農業者の共同申請や家族経営協定を進め、女性農業者の経営参画や働く環境を向上していくことが重要です。

また、商工自営業で働く女性が個性や能力を活かして活躍できるよう、固定的な性別役割分担意識の解消とともに、起業を希望する女性に対する様々な支援に取り組んでいく必要があります。

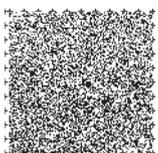
具体的事業

● 女性農業者の活躍促進

No.	具体的事業	事業の内容	担当部局
26	農業分野における男女共同参画施策の推進	女性農業者リーダーを育成するなど、女性農業者の活躍を支援することにより、農業における男女共同参画を推進する。	農政部
27	女性認定農業者の増加促進と家族経営協定の推進	認定農業者の更新時や各種研修会等において、認定農業者の共同申請に関する周知・啓発に取り組むとともに、家族経営協定を推進する。	農政部

● 商工自営業における女性の活躍促進

No.	具体的事業	事業の内容	担当部局
28	商工自営業者に対する男女共同参画社会の意義の周知・啓発	商工自営業者に対し、各種機関紙への記事の掲載や市主催等のセミナーへの参加を働きかけ、男女共同参画社会の意義について啓発を行い、意識改革を促す。	商工観光労働部
29	女性の起業促進	起業を目指す女性を支援し、女性の活躍を進めるため、関係機関と連携しながら、セミナーの開催や融資制度の情報提供等を行う。	協働推進部 商工観光労働部



施策4 家庭・地域における男女共同参画の促進

現状と課題

本市では、男性の家事・育児の参画を進める講座の開催や地域活動における女性参画の意識啓発、また、地域で活躍できる女性の人材育成等に取り組みました。

家庭生活において、育児に取り組む男性は増えてきましたが、男性の家事時間は女性に比べるとたいへん短く、家事の多くを女性が担っており、女性の家事負担は軽減されていません。

また、地域では、各校区コミュニティ組織の役員や自治会長における女性の登用率を調査するなど、地域活動における男女共同参画の推進に取り組みました。

しかしながら、多くの女性が、地域の役職に就くことに対して、「男性優位の組織運営になっている」「家事、育児、介護に支障が出る」など、地域の環境や家庭環境を理由に参画しづらい状況になっています。

今後は、地域において男女共同参画の理解を深めるとともに、地域活動における女性リーダーの育成と男性の家事や育児、介護などへの積極的な参画を進めていくことが必要です。

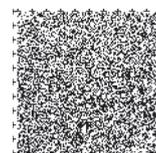
具体的事業

● 男性の家庭生活や地域活動への参画促進

No.	具体的事業	事業の内容	担当部局
30	男性の生活的自立のための講座の実施及び家事・育児・介護の参画促進	男性の家庭における生活的自立を目指すための講座(教室)を実施するとともに、主体的な家事・育児・介護等への参画を促す。	市民文化部 教育部 各総合支所

● まちづくり、地域活動における男女共同参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	担当部局
31	地域の女性人材等の育成	女性が地域で活躍し、地域活動が活性化するよう、地域活動における男女共同参画を進める意識啓発や女性の人材育成を行う。	協働推進部
32	地域活動での男女共同参画の促進	多様な人材が地域で活躍できるよう、校区コミュニティ組織や自治会の活動に対し、女性や若年層の積極的な参画・登用を働きかけるとともに、校区コミュニティ組織の役員を対象とした男女共同参画に関する研修会の実施を進める。	協働推進部
33	防災活動における女性参画の推進	地域における男女共同参画の視点を反映させた防災活動を実施するため、様々な活動への女性の参画を進め、地域の防災力の向上を図る。また、災害時における避難所については、男女共同参画の視点で運営されるよう取組を進める。	総務部



施策5 ワーク・ライフ・バランスの実現

現状と課題

企業等における働き方改革やワーク・ライフ・バランスへの取組が求められる中、本市では、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、市民や市職員に対する啓発や保育所の待機児童の解消をはじめとする環境整備等を行いました。

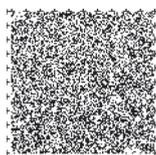
その結果、本市の男性職員の育児休業取得率は次世代育成支援対策推進法に基づく久留米市特定事業主行動計画の目標を達成するなど、一定の成果をあげました。しかし、市民の家庭生活における家事の多くは妻が担っており、その背景には家庭や職場における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が強く存在していることが考えられます。少子高齢社会が進む中、女性が働き続けるためには、ワーク・ライフ・バランスを実現し、性別にかかわらず誰もが働きやすい職場を作ることが必要です。また、男性中心型労働慣行を変革し、多様で柔軟な働き方を実現することで、優秀な人材の確保を促します。その結果、女性の活躍が推進され、経済の活性化につながります。

今後は、ワーク・ライフ・バランスの意識を高めるとともに、多様で働きやすい環境づくりに取り組んでいく必要があります。

具体的事業

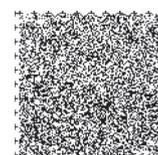
● ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発と情報提供

No.	具体的事業	事業の内容	担当部局
6	若年層に対するセミナーの開催 【再掲】	学生を対象に、男女が共に能力を発揮し、積極的に社会や地域、家庭への参画を促すセミナーを開催する。	協働推進部
8	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発 (男性に対する啓発の推進) 【再掲】	男性の家庭や地域活動への参画を促し、ワーク・ライフ・バランスを実現するための情報提供や講座を開催する。	協働推進部 商工観光労働部
34	農業者へのワーク・ライフ・バランスに関する啓発の充実	ワーク・ライフ・バランスを実現し女性農業者の働く環境の向上を図るため、認定農業者の共同申請や家族経営協定を推進するとともに、意識の啓発に取り組む。	農政部
35	仕事と家庭の両立支援のための企業等への啓発及び支援の充実	企業の経営者の働き方改革に関する意識改革と職場環境の改善を図るための啓発を実施する。また、仕事と出産・育児・介護等の両立が可能な社会の実現のため、テレワークなど柔軟な働き方に取り組む事業所への支援を行う。	商工観光労働部
36	市職員のワーク・ライフ・バランスの推進	市職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向け、ワーク・ライフ・バランスの意義や制度内容の周知に努めるとともに、在宅勤務や時差出勤等について検討し、多様で柔軟な働き方の実現や休暇等を取得しやすい職場環境の整備に取り組む。 また、時間外勤務の縮減のため、業務の一層の効率化・簡素化、さらには職場風土の改革や職員の機運の醸成に取り組む。	総務部 (全庁)



● 両立支援制度の充実

No.	具体的事業	事業の内容	担当部局
37	ファミリー・サポート・センター事業の充実	乳幼児や小学生の預かり、保育施設への送迎など、小学生までの子育てについて、援助を受けたい人で行いたい人との相互援助活動を会員組織として支援し、地域の子育て支援活動を促進する。	子ども未来部
38	保育所待機児童の解消	共働き家庭の増加や就労形態の多様化の中、社会環境の変化に対応できるよう、保育士人材の確保及び施設整備等を進めることにより、受け入れ体制を充実させ、待機児童の解消を図る。	子ども未来部
39	多様な保育サービスの提供	共働き家庭の増加や就労形態の多様化の中、仕事と家庭の両立が図られ安心して子育てができるよう、多様な保育サービスを提供する。 (病児保育、一時預かり、休日保育、夜間保育、送迎保育ステーション)	子ども未来部
40	学童保育所の充実	子どもを安心して預けて働くことができるよう、施設及び指導員の確保の取組を進め、高学年児童の全校区受入を図る。	子ども未来部



施策の方向Ⅲ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、決して許される行為ではありません。多くの場合、被害者は女性であることから、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題となっています。SDGsのゴールの一つにある「ジェンダー平等の実現」における取組として女性に対する暴力の根絶が位置付けられており、取組の重要性が示されています。

暴力の背景には、固定的な性別役割分担意識や暴力を容認する意識、男女間の社会的、経済的格差等があります。女性の人権が尊重され尊厳をもって安全に安心して生きることのできる社会のためには、女性に対する暴力の根絶は不可欠であり、社会が克服すべき重要な課題です。

最近では、DVと子どもへの身体的虐待が同時に起こることによる痛ましい事件が発生し、児童虐待の背景にDVが潜んでいることが明らかとなりました。このことから、令和元年6月に「DV防止法」が改正され、関係機関におけるDV対応と児童虐待対応の連携強化が明記されました。

また、性暴力の問題については、ICTの進化やSNS等の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、女性に対する暴力の被害は一層多様化するなど、迅速な対応が必要とされています。国においては令和2年6月の「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、令和2年度から4年度までの3年間で、性犯罪、性暴力対策の「集中強化期間」として実行性のある取組を推進することとしています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外出の自粛や休業・休校等が行われるなど、生活の不安やストレスからDVや性暴力の増加と被害の深刻化が心配されています。

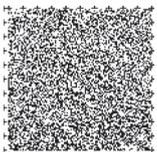
こうした社会状況の変化も踏まえた上で、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向け、暴力を容認しない社会づくりや被害者の自立に向けた安全・安心の確保と被害者の立場に立った切れ目のない支援の充実、二次被害を起こさないための暴力に対する正しい理解を深めるなど、幅広く取り組んでいく必要があります。

施策

- 1 DVの防止及び被害者支援の充実
【第3次久留米市DV対策基本計画】
- 2 性暴力の防止及び被害者支援の充実

目指す姿

DVや性暴力等の女性に対する暴力は、重大な人権問題であることと、その背景には暴力を容認する意識と固定的な性別役割分担意識からくる社会的、経済的な格差があることを理解し、社会全体で女性に対する暴力の根絶に向けた取組を行い、DVや性暴力のない社会の実現を目指します。



施策1

DVの防止及び被害者支援の充実 【第3次久留米市DV対策基本計画】

DV被害者の多くは女性であり、女性に暴力を加えることは個人の尊厳を害するとともに男女平等の妨げとなっています。

本市では、平成22年度にDV対策基本計画を策定し、啓発から被害者の自立支援まで、関係機関・団体と連携しながら総合的に取組を行ってきました。

セーフコミュニティにおけるDV対策の重点取組項目として、DVの防止と被害者の早期発見を掲げ、講座の開催やパープルリボンの普及・啓発など、市民との協働で積極的に取組を進めてきました。DV被害者のワンストップによる行政手続きの支援では、機能的で継続的な運営や関係機関・民間団体との連携による支援体制を確立する等、安全・安心に配慮したDV被害者の支援に一定の成果をあげています。

最近では、面前DVによる児童虐待が増加しているなど、DVと児童虐待には密接な関係があり、DVは子どもにも深刻な影響を与えることがわかっています。このことから、関係機関における情報共有、被害の早期発見、適切な支援等、DVと児童虐待対応の連携強化が求められています。

今後も、DV対策基本計画に基づき、より実効性の高いDV防止と被害者支援に取り組んでいく必要があります。

現状と課題

本市では、セーフコミュニティを進める中で、様々な啓発活動やDV防止カードの設置拡充、相談支援体制の充実、関係機関・団体や児童虐待対応との連携に取り組んできました。

その結果、本市へのDV相談は毎年多く寄せられており、被害者の安全確保やワンストップの支援体制等も効果的に機能しています。

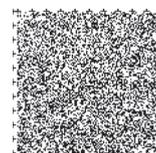
しかし、本市では、未だに女性の4人に1人がDVを受けたことがあり、その内、半数以上は誰にも相談できていません。また、DVが女性への人権侵害だと思ふ人の割合も約7割となっており、全ての市民が暴力を容認しない意識を持つには至っていません。

相談体制の充実やDVの正しい理解と暴力を容認しない意識づくりを進めるとともに、市民一人ひとりがDVのない社会づくりのために主体的に行動できるようになることが必要です。

具体的事業

● DVの根絶に向けた意識啓発と被害の防止

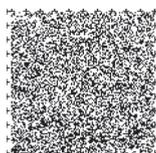
No.	具体的事業	事業の内容	担当部局
41	DVの理解促進と相談窓口の周知	多くの市民にDVの正しい理解を促すとともに、相談窓口を広く周知するため、様々な啓発を行う。	協働推進部 各総合支所 (全庁)
42	「女性に対する暴力をなくす運動」に伴う啓発の実施 (パープルリボンキャンペーン)	DVやセクシュアル・ハラスメントなどの「女性に対するいかなる暴力も許さない」という意識を高めるために、「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて啓発等を行う。	協働推進部 (全庁)



No.	具体的事業	事業の内容	担当部局
43	幼稚園・保育所等、幼児に関わる職員、教職員等学校関係者、保護者等へのDV防止の理解促進	DVの正しい理解を進め、男女平等や暴力防止の視点に立った教育が幼稚園や保育所、学校、地域等あらゆる場で行われるよう研修や講座などを実施する。 また、被害に遭った時に速やかに相談につながるよう、相談窓口の周知を行う。	協働推進部 子ども未来部 教育部
44	「デートDV防止啓発プログラム」を用いた若年層への啓発	若い年代から、暴力を容認しない意識を育成するために、民間支援団体と連携して中・高校生、専門学校・大学生を対象としたデートDV防止啓発講座を実施するとともに活用を促す。	協働推進部 教育部
7	男女平等に関する市職員研修の実施 (DV研修) 【再掲】	人権尊重の視点に立ち、職員の意識を変革し、男女共同参画社会の実現に向けて主体的に行動する職員を育成するために、市職員研修を実施する。 全職員への男女平等研修では、3年に1回テーマを「DV」として実施する。	総務部 (全庁)
45	医療機関に対する研修等の実施	医療関係者のDVに対する正しい理解を深め、被害者の早期発見・早期相談につながるよう「医療関係者向けDV被害者対応マニュアル」を活用して、市内の医療機関を対象に研修等を実施する。	協働推進部 健康福祉部
46	DVが子どもに及ぼす影響への理解の促進	面前DVは子どもへの虐待にあたることやDVが子どもに及ぼす影響について、正しい理解を深めるための啓発や研修等を実施する。	協働推進部 子ども未来部
47	外国人を対象としたDVの正しい理解の促進と相談窓口の周知	外国人を対象に、DVを正しく理解するための啓発と被害に遭った場合の相談窓口の周知を行う。	協働推進部

● 相談体制の充実

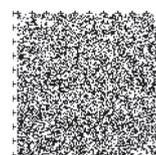
No.	具体的事業	事業の内容	担当部局
48	相談員の技術向上	DV被害者に適切な支援が行えるよう、相談員に実務研修を行い、相談対応の技術向上を図る。	協働推進部 子ども未来部
49	相談関係機関ネットワークの効果的な運営	庁内及び庁外の関係機関で相談関係機関ネットワーク会議を開催し、DV被害者支援の連携・強化を図る。	協働推進部 (相談関係機関ネットワーク会議関係課)



No.	具体的事業	事業の内容	担当部局
50	DV被害者に対する市職員の対応能力の維持・継承	市職員がDV被害者に対し適切に対応できるよう、各種マニュアルを活用して対応能力の維持・継承を図る。	協働推進部 (全庁)
51	障害者、高齢者、外国人を対象とした支援の充実	障害者、高齢者、外国人等、様々な状況にあるDV被害者に適切な支援ができるよう、関係課と連携した対応を行う。また、窓口対応にあたっては、各マニュアルを活用し、適切に対応する。	協働推進部 健康福祉部
52	男性のための相談対応の検討(新規)	男性のDV被害やジェンダーに起因する生きづらさに対する相談対応について検討を行う。	協働推進部
53	多様な相談体制の検討(新規)	DV被害の潜在化や深刻化を防ぐため、メールやSNS等を活用した多様な相談体制について検討を行う。	協働推進部

● 被害者の安全確保と自立に向けた支援の充実

No.	具体的事業	事業の内容	担当部局
54	関係機関等との連携による被害者の安全確保	県や警察署等の関係機関及び民間支援団体等と連携し、避難を希望するDV被害者の安全を確保する。	協働推進部 子ども未来部
55	自立に向けた住まいの確保	DV被害者の自立に向けて、市営住宅を確保する。	都市建設部
56	住所情報保護措置による被害者の安全確保	DV被害者の情報管理を徹底し、住所情報等の保護を行い、被害者の安全を確保する。	協働推進部 市民文化部 子ども未来部 (住所情報保護措置関係課)
57	「ワンストップ化のためのDV被害者相談共通シート」の活用によるDV被害者の安全な自立支援の推進	「ワンストップ化のためのDV被害者相談共通シート」を活用してDV被害者等が安全で迅速に必要な支援を受け、自立することができるように、職員の対応能力の維持・継承を図る。	協働推進部 子ども未来部 (全庁)
58	DV被害者の自立に向けた就業支援	DV被害者の経済的な自立を目指し、ひとり親サポートセンター等を活用した就業支援を行う。	子ども未来部
4	男女平等に関する調査研究事業の実施【再掲】	女性に対する暴力根絶のための男女平等に関する課題に対し、専門家によるワーキンググループを設置し、調査研究を行う。	協働推進部



● 関係機関との連携強化

No.	具体的事業	事業の内容	担当部局
59	民間支援団体との協働によるDV被害者支援	DV被害者の適切な支援を目的として、民間支援団体と協働で被害者支援に取り組む。 また、民間支援団体への支援を継続して行う。	協働推進部 子ども未来部
49	相談関係機関ネットワークの効果的な運営 【再掲】	庁内及び庁外の関係機関で相談関係機関ネットワーク会議を開催し、DV被害者支援の連携・強化を図る。	協働推進部 (相談関係機関ネットワーク会議関係課)
60	関係機関・団体等との連携及び児童虐待対応との連携強化 (新規)	関係機関・団体と情報を共有するとともに、必要に応じてケース会議を行うなど、連携を強化する。 また、児童相談所等との連携体制を強化し、DVや児童虐待の早期発見に取り組み、適切な支援を行う。	協働推進部 子ども未来部

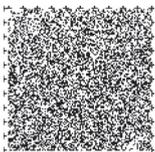
久留米縞の考案者

小川 トク

おがわ・とく(1839~1913)

天保10年(1839)、現在の埼玉県に生まれる。明治元年(1868)、久留米に移り住んだ。当時の久留米の織物界は、「久留米緋」で大いに盛り上がっていた。しかし、縞を織ることについては、まだまだこれからという状況だった。そこでトクは、幼いころから習い覚えた機織りの技術を生かし織り機の改良に着手し、田中久重の協力を得て必要な機械と器具を整え、「久留米縞」を編み出した。

「ふるさとの肖像」より



施策2 性暴力の防止及び被害者支援の充実

現状と課題

性暴力は、被害者の心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼし、人権を著しく侵害するものであることから、男女共同参画社会を実現していく上で克服すべき重要な課題です。

市民の多くはセクシュアル・ハラスメントを人権侵害だと思っているにも関わらず、女性も男性もセクシュアル・ハラスメントの被害を受けており、その多くは職場や地域等、身近な生活の場で起きています。さらに、SNS等のコミュニケーションツールの広がりに伴い性暴力の被害が多様化していることから、対策が求められています。

性暴力の根絶のためには、暴力を容認しない意識を高める教育や啓発、二次被害をおこさないための正しい理解が必要です。また、被害に遭った場合は、早期に適切なケアを受けることが、その後の心身の回復に有効であることから、被害直後の相談や必要な支援を被害者に負担なく提供できる体制の充実が求められます。

具体的事業

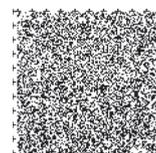
● 性暴力や^{*}性の商品化等¹⁵の防止

No.	具体的事業	事業の内容	担当部局
61	性暴力防止のための啓発	セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、人身取引などの性暴力は、女性に対する重大な人権侵害であることや「性の商品化」の防止についての認識を深め、あらゆる性暴力を許さない社会の実現に向けて啓発を行う。	協働推進部
62	校区コミュニティ組織におけるセクシュアル・ハラスメント防止の啓発	まちづくりに多様な人材が参画できるよう、校区コミュニティ組織を対象とした男女共同参画社会の実現やセクシュアル・ハラスメントの防止に対する研修を行うよう働きかける。	協働推進部
25	職場におけるハラスメント防止の啓発【再掲】	職場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するために、事業主や労働者を対象にした啓発を行う。	商工観光労働部

● 相談・支援体制の充実

No.	具体的事業	事業の内容	担当部局
63	相談・支援体制の充実	性暴力被害に関する女性からの相談を受け、関係機関と連携しながら、早期の解決と回復に向けた支援を行う。	協働推進部 子ども未来部
64	性暴力被害者支援体制の充実	被害直後からの性暴力被害者を総合的に支援するため、関係機関・団体と連携した支援体制の充実を図る。	協働推進部

¹⁵ 性の商品化：性的サービスや性的な行為及びそれに関連した事柄が、商品として売買されること



No.	具体的事業	事業の内容	担当部局
65	学校内におけるハラスメント防止体制の充実	学校内におけるハラスメントを防止するために指導・助言を行うとともに、ハラスメント相談員への研修を行うなど取組の充実を図る。	教育部
66	市職員セクシュアル・ハラスメント等の相談体制の充実	市職員のセクシュアル・ハラスメント等の未然防止に向けた周知徹底と、利用しやすい相談員制度などの整備に取り組む。	総務部

庶民の芸術・久留米絣の伝承者

牛島 ノシ

うしじま・のし(1812～1887)

久留米絣は、その始祖・井上伝を始めとするあまたの人々の数知れぬ創意と努力が積み重ねられ、庶民の中で生まれ受け継がれてきた。現代の第一線のデザイナーにも勝るとも劣らない、まさに庶民の芸術といえる。

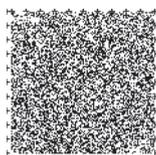
牛島ノシも、そのような優れた伝承者のひとりである。牛島は文化9年(1812)、上妻郡稲富村(現在の八女市)に生まれる。絣の織り手であったノシはある時、煤で黒焦げになった編薦(あみこも)を解いて、その網目の跡がありありと白く残っているのを見て、絣へ応用できないかとひらめいた。そこで、針で細かに緯糸(よこいと)を編み、染め上げてみると、編薦の様子が浮かび上がった。これを織ると見事な小絣が現れた。

ノシの発案によるこの絣模様は屋根板絣と言われ、たいそう評判となった。また、当時普通の織り手が月に3～4反を織ったのに対し、彼女は倍の8反を織り上げ八反屋の異名をとったという。

「ふるさとの肖像」より



1980
T. Nakamoto



施策の方向Ⅳ 男女が自立し、生活できる社会づくり

男女が自らの身体について正しい情報を持ち、互いの身体的性差を十分に理解し、人権を尊重しつつ相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の実現の前提となるものです。

特に女性の心身の状態は、ライフステージごとに健康状態や課題が大きく変化します。そのため、一般的な健康問題だけでなく、妊娠・出産、不妊に加え、望まない妊娠や性感染症等の問題から、性と生殖に関する健康の維持と自己決定(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の視点に立った健康教育や早い段階から妊娠・出産の知識を持ち自分の身体への健康意識を高める取組(プレコンセプションケア)が必要です。心身の健康は社会的要因によって大きく影響を受けるため、健康課題の解決には、背景となる社会的要因の解決が必要です。

また、女性は、経済活動における男女が置かれた状況の違いを背景として、貧困など生活上の困難に陥りやすくなっています。

多様性を認め合い、女性をはじめとした様々な困難を抱える人々が自立し、生涯にわたり心身ともに健康で豊かな生活が送れるような社会環境づくりが求められます。

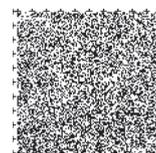
施策

- 1 生涯を通じた男女の健康支援
- 2 様々な困難を抱える女性等が、安全に安心して暮らせる環境の整備

目指す姿

若い世代から性に関する正しい知識を身につけることは重要であり、各年代(歳)特有の健康状態や課題に気づき、理解を深め、自身の健康への責任を持つことが大切です。早い段階から自分の身体への健康意識を高め、生涯にわたり主体的に健康づくりに取り組むための環境づくりを目指します。

ひとり親であることや高齢であること、障害があること、外国人であることに加え女性であること、また、性的指向や性自認等の性差に関する偏見を背景として、様々な困難を抱えている人がいます。男女共同参画の視点に立ち、それぞれの実情に応じた相談・支援体制の充実に取り組み、社会全体が多様性を認め合い、誰もが地域で安全に安心して自立した生活ができる社会を目指します。



施策1 生涯を通じた男女の健康支援

現状と課題

近年、未婚・晩婚化、少子化、平均寿命の伸長、就業形態やライフスタイルの多様化などにより、女性の健康に関わる問題は変化しており、特に新型コロナウイルスによる生活への影響により、全国的に女性の自殺が増えていることが問題となっています。一方、男性も、健康を害する生活習慣や自殺の割合が女性に比べて多いことなどが指摘されています。

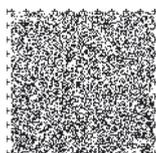
本市では、様々な世代を対象として、こころの悩みや身体の健康相談を行い、市民の心身両面からの支援を行いました。

生涯を通じて健康を保持するには、男女が互いの性差に応じた健康についての正しい知識の普及・啓発と気軽に相談しやすい窓口の設置及び周知が必要です。

具体的事業

● 生涯を通じた女性の健康支援

No.	具体的事業	事業の内容	担当部局
67	生涯にわたる心身の健康づくりに関する学習機会と情報の提供	女性の心身の健康に関し自己管理ができるように、思春期・成熟期・更年期・高齢期といったライフステージに応じた健康に関する講座の開催や情報提供、相談体制の充実を図る。また、男女が互いの身体的性差に応じた健康についての理解を深めるための取組を進める。	協働推進部 健康福祉部 子ども未来部
68	精神的な問題に関する正しい知識の普及啓発及び相談体制の充実	ジェンダーに基づく様々な生きづらさに対する相談体制の充実を図るとともに、自殺や精神疾患の正しい認識と偏見をなくす取組を進める。	健康福祉部
69	スポーツ機会の充実(新規)	性別や世代にかかわらず、運動の機会の充実を図るための環境整備を行い、生涯を見通した健康な体づくりに取り組む。	市民文化部
70	生涯を通じての健康づくりの促進	女性のライフステージに応じた健康支援を行うとともに、女性特有のがんなどの疾病の予防に取り組む。	健康福祉部
71	介護予防の推進(新規)	介護予防の講座の開催、周知・啓発や主体的な介護予防活動の支援を行うことにより、高齢の女性の骨折や転倒などによる心身機能の低下や認知症の予防に取り組む。	健康福祉部

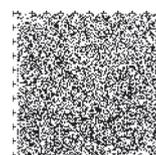


● 妊娠・出産と性に関する健康への支援

No.	具体的事業	事業の内容	担当部局
72	妊娠・出産・子育てに関する啓発と相談の充実	安心して出産し子育てができるよう、出産前から出産後まで一貫した健康支援を行う。妊娠から出産、育児についての正しい知識の習得と、妊婦同士や子育て中の親同士の交流を進める取組を行う。その他、妊娠を希望する夫婦に対して、不妊治療の支援を引き続き実施する。	子ども未来部
73	性感染症の相談・検査の充実	HIVなどの性感染症に関する啓発の推進と相談・検査体制を充実させ、早期の相談・受診を促す。また、性感染症の理解を広げるため、様々な機会を利用して啓発を行う。	健康福祉部
15	健康教育や性教育の指導の充実 【再掲】	児童・生徒の発達段階に応じた健康教育や性教育が行えるよう、男女共同参画教育やセクシュアル・マイノリティの視点を踏まえた指導の充実を図る。	教育部

● 男性の心身の健康維持の推進

No.	具体的事業	事業の内容	担当部局
52	男性のための相談対応の検討 【再掲】(新規)	男性のDV被害やジェンダーに起因する生きづらさに対する相談対応について検討を行う。	協働推進部
68	精神的な問題に関する正しい知識の普及啓発及び相談体制の充実 【再掲】	男性が相談しやすい体制の整備を図るとともに、働く場において心身ともに健康でやりがいを持つことができるよう、ワーク・ライフ・バランスやメンタルヘルスの意識向上等について、事業所等と連携した取組を進める。また、自殺や精神疾患の正しい認識と偏見をなくす取組を進める。	健康福祉部
70	生涯を通じての健康づくりの促進 【再掲】	男性に疾患が多い生活習慣病の発症や重症化の予防対策と健康の増進に取り組む。	健康福祉部
71	介護予防の推進 【再掲】(新規)	介護予防の講座の開催、周知・啓発や主体的な介護予防活動の支援を行うことにより、高齢の男性の脳卒中や心臓病などによる心身機能の低下や認知症の予防に取り組む。	健康福祉部



施策2

様々な困難を抱える女性等が、安全に安心して暮らせる環境の整備

現状と課題

単身世帯やひとり親世帯の増加による家族形態の変容や、非正規労働者の増加などの雇用・就業をめぐる変化を背景に、生活上の困難に陥りやすい人々が幅広い世代に広がっています。そのような中において、とりわけ女性は、経済活動における男女が置かれた違いによる格差を背景として、貧困に陥るリスクが高くなります。

本市でも、ひとり親や生活困窮世帯の子どもや親に対して、様々な支援を行ってきましたが、新型コロナウイルス感染症による外出の自粛や景気の落ち込みにより、困難を抱える女性の状況は深刻さを増しています。

困難を抱える女性等の支援には、男女共同参画の視点で個人の様々な生き方に沿った切れ目のない取組が必要です。

また、性的指向・性自認に関することや高齢であること、障害があること、外国人であること等に加え女性であることで、更に困難な状況に置かれられないような環境整備や支援の充実と、多様な人々への正しい理解を進めるための啓発等が求められています。

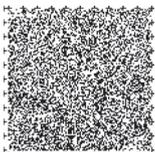
具体的事業

● 子ども・子育てに関する支援の充実

No.	具体的事業	事業の内容	担当部局
74	子育て世代包括支援事業の実施(新規)	妊娠期から出産・子育て期まで、保護者や18歳までの児童の相談に対応し、切れ目のない支援を行う。また、身近な場所での相談体制を充実するとともに、その相談に対して地域・民間・NPO等と連携した支援を行う。	子ども未来部

● ひとり親家庭への支援の充実

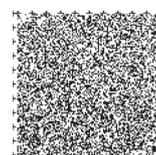
No.	具体的事業	事業の内容	担当部局
75	ひとり親サポートセンター事業の実施(新規)	ひとり親等の保護者に対し、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスを実施する。	子ども未来部
76	ひとり親家庭の自立に向けた支援の実施	ひとり親家庭の保護者の就職に有利な資格取得のための給付金等の支給や自立のための貸し付けを行う。	子ども未来部
77	ひとり親家庭日常生活支援の実施	一時的に生活援助が必要な場合又は日常生活を営むのに大きな支障が生じている場合の生活安定を図るため、家庭生活支援員の派遣を行う。	子ども未来部



No.	具体的事業	事業の内容	担当部局
78	ひとり親家庭等の子どもの育み支援事業	ひとり親家庭等の子どもに対し、放課後から夜間にかけて、子どもの居場所となる拠点の設置あるいは家庭の訪問により、学習支援、生活支援、食事の提供を行う。	子ども未来部
79	子どもの共同養育に関する養育費履行の支援 (新規)	離婚後の養育費履行の確保について、公正証書作成費用や養育費保証契約をするための保証料の助成などの支援を行い、子どもの経済的・社会的自立を図る。	子ども未来部
55	自立に向けた住まいの確保 【再掲】	市営住宅の定期募集の際、母子・父子家庭や高齢者・障害者世帯を対象とした別枠募集を実施し、住まいの確保につなげる。	都市建設部
80	母子生活支援施設の運営及び措置	母子家庭の母と児童を共に保護し、入所者に寄り添って自立に向けた生活支援を行う。	子ども未来部

● 生活上の困難に直面した人々への支援の充実

No.	具体的事業	事業の内容	担当部局
81	生活自立支援センター事業の実施	生活の困りごとや不安などの相談に対して、具体的な支援プランを作成し、各機関と連携しながら、自立に向けた伴走型の支援を行う。	健康福祉部
82	子どもの学習・生活支援事業	生活困窮世帯等の子どもを対象に、学習支援や日常生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、学習に関する相談など、子どもと保護者の双方に必要な支援を行う。	健康福祉部
83	子ども食堂事業	家庭での食事摂取が十分でない子どもへの食事の提供をする場、地域で子どもが高齢者などと交流する場や子どもの居場所となる子ども食堂を支援し、地域での拡大を図る。	子ども未来部
84	犯罪被害者等への総合的な対応窓口による支援の実施 (新規)	犯罪被害者の総合的対応窓口を設け、被害を受けた方に必要な手続きや適切な相談機関の案内を行うことで、早期の回復や自立に向けた支援につなげる。	協働推進部



● 高齢者・障害者・外国人の女性、セクシュアル・マイノリティ等への支援の充実

No.	具体的事業	事業の内容	担当部局
85	高齢者の相談支援体制の充実	経済力の弱い一人暮らしの高齢女性が増加する中、高齢者やその家族が、地域で安心して暮らし続けることができるように、相談窓口を周知するとともに、権利擁護などの適切な支援を行う。	健康福祉部
86	障害者の相談支援体制の充実	障害のある女性は、障害の種別により様々な支援が必要であることに加え、女性であることにより更に困難な状況に置かれている場合がある。そのことに留意し、障害者やその家族からの相談体制の充実を図り、障害の有無に関わらず、誰もがその人らしく安心して暮らし続けることができるよう支援を行う。	健康福祉部
87	本市に在住する外国人への相談・生活支援の充実	外国人女性が、言語の違い、文化・価値観の違い、地域における孤立等の困難に加え、女性であることにより更に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、課題や問題などの把握に努め、相談窓口の周知を図る。 また、在住外国人支援団体や国際交流団体等との意見交換の場を設け、在住外国人や留学生などの現状やニーズの把握に努め、支援の検討を行う。	協働推進部
88	セクシュアル・マイノリティに関する啓発の推進と支援の検討	セクシュアル・マイノリティを正しく理解し、偏見や差別を解消するための啓発を推進する。 また、必要な支援について調査・研究を行う。	協働推進部



計画推進体制の整備

第4次行動計画の広範囲かつ多岐にわたる取組に対して、全庁的な調整や進捗管理を行い、男女共同参画の推進を実効性のあるものにするため、推進体制を整えます。

1 計画推進体制の強化・徹底

[1] 男女平等政策審議会との連携・強化

男女平等政策審議会は、男女平等を進める条例に基づく市長の附属機関として設置され、男女平等に関する学識経験者や関係団体の代表及び市民等により構成されています。

市長の諮問に応じて、行動計画の策定及び変更に関し調査審議し答申を行うとともに、行動計画の実施状況に関する年次報告について意見を述べるなど、重要な役割を担っています。審議会との連携を図り、男女共同参画に係る重要な課題の把握と解決に努め、行動計画を確実に進めていきます。

[2] 男女平等政策会議の機能の充実・強化

庁内組織である男女平等政策会議(会長:市長)は、男女平等を進める条例に基づき行動計画を策定し、その着実な実施のため各担当部局の推進状況を踏まえ、部局間相互の課題の共有化及び施策推進にあたっての総合調整を行い、計画の推進を図ります。

また、男女共同参画行動計画の進捗管理を毎年度行い、男女共同参画や女性活躍の視点に立った施策を効果的に進めます。

[3] 調査・研究の充実及び情報の収集・提供

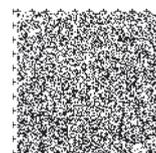
行動計画の推進状況を把握し今後の施策の方向性を検討するため、男女平等に関する市民意識調査及び市職員意識調査を実施します。

また、ジェンダーの観点から、可能な限り性別や年代別によるデータの収集と分析を行い、男女のおかれている状況を客観的に把握し、性別が生活などに与える影響の違いについて調査・研究を行い、施策の反映に努めます。

2 推進拠点としての男女平等推進センターの機能充実

男女平等推進センターは、男女平等を進める条例で「男女平等推進施策を実施するための拠点」として位置付けられています。男女の自立と男女共同参画社会の実現に向け、男女平等推進センターの機能の柱である「自立」「情報」「交流」の充実を図り、より効果的な事業の展開に努めます。

「自立」のための機能においては、ジェンダーに起因する様々な問題解決を図るための学習の機会や場を提供し、男女平等意識を醸成します。特に、若者や子育て世代、男性の利用者層の拡大を進めます。また、女性の就業(継続)支援や人材育成事業を実施し、経済的・社会的な自立を促します。さらに、女性が抱える様々な問題解決に向けた支援のための相談事業を行うとともに、DVや性暴力など女性に対する暴力防



止の意識醸成を進め、様々な媒体を活用した相談窓口の周知と関係機関や団体等と連携した支援体制の充実を図ります。

「情報」のための機能においては、男女共同参画に関する情報の収集とともに情報発信に努め、資料の活用を促進します。また、男女平等に関する課題解決のための取組として、専門家等からなるワーキンググループによる調査・研究を積極的に行い、事業展開につなげます。

「交流」事業においては、市民参画型の事業の実施及び市民グループの自主的活動やネットワークづくりの支援を行い、市民や団体等と協働した男女共同参画の取組を進めます。

3 市民との協働

固定的な性別役割分担意識に基づく慣習や慣行、制度は、依然として社会のあらゆる分野に根強く残っており、男女共同参画社会の実現のためには、男女平等についての正しい理解の定着を図るとともに、市民一人ひとりの主体的な行動につなげる必要があります。

また、近年、社会環境の変化により、人々の価値観の変化や生活様式の多様化が急速に進み、また、人間関係が希薄化する中で、様々な社会的課題が生じています。

そのような中、男女共同参画社会の実現に向けて、市民や地域コミュニティ組織、市民活動団体、事業所、市など、久留米市を構成するすべての主体が社会の対等な構成員として、家庭、学校、地域、職場など社会の様々な分野において男女平等を協働して進めていくことが重要です。

市では、様々な主体による男女共同参画の理解促進や女性リーダーの育成、また、市民の身近な暮らしの場で既に実践されている防災や支え合いに関する活動など、課題解決に向けた自主的な取組を支援するとともに、連携・協働した取組を行っていくことで、久留米市における男女共同参画のまちづくりを進めていきます。



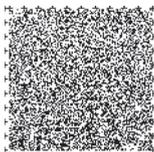
女性解放の先覚者

星野 房子

ほしの・ふさこ(1868~1951)

慶応4年(1868)、通町に生まれる。女子中等教育の機会がなかった時代に、久留米中学校(明善校の前身)に学び、男女共学以前の明善校卒業生の中に唯一その名をとどめている。房子は早くから男女平等の思想を抱き、「男子同様に学問を修めること」の大切さを説いた。明治20年(1887)、久留米婦人協会を組織、女子教育の普及に努める。また、久留米高等女学校の創設にあたり物心ともに尽力。さらに、久留米で初の幼稚園、女子職業学校、久留米慈善病院など次々と開設した。

「ふるさとの肖像」より



ドメスティック・バイオレンス(DV) のないまちづくり宣言

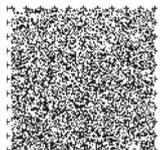
人はだれもが、かけがえのない個人として尊重され、安全に安心して暮らす権利をもっています。しかし、DVによる被害は後を絶ちません。

DVとは、配偶者間や恋人同士など親密な関係のなかでおきる、さまざまな暴力のことをいいます。DVは人を暴力で支配する行為であり、体や心を傷つけ、命を奪うことさえある重大な人権侵害です。

DVはいかなる理由があっても許されるものではありません。

久留米市は、市民と協働して、DVのないまちづくりを進めることを決意し、ここに宣言します。

(平成22年告示494号)



第4次久留米市男女共同参画行動計画
(第3次久留米市DV対策基本計画)
男女の自立と男女共同参画社会を目指して

令和3年(2021年)3月

発 行

久留米市協働推進部男女平等政策課

〒830-8520 久留米市城南町15番地3
電話 0942-30-9044 / FAX 0942-30-9703



久留米市